

「東京都監理団体活用方針」の概要

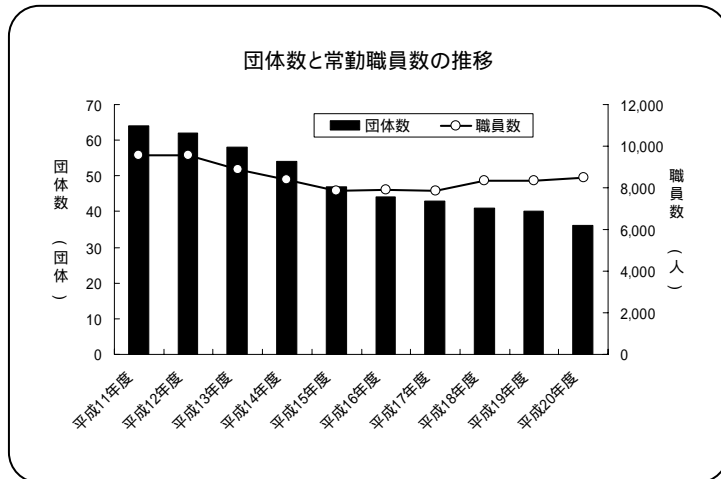
1 監理団体改革のこれまでの取組と都・監理団体を取り巻く状況

(1) 監理団体の成り立ち

これまで都は、行政施策の推進に向け、既存団体への事業移管や必要に応じて団体を設定するなど外郭団体の活用を進めてきました。その後、こうした団体を指導するための仕組みを構築し、より都の関与が強い団体を監理団体として位置づけ、指導監督を行ってきました。

(2) 最近の監理団体改革の取組

都では、バブル経済崩壊後、極めて困難な状況に陥った財政の再建に向けて財政構造改革に取り組みました。この中で、監理団体についても、団体数の削減や経営の合理化を進めました。さらにその後も、都からの事業移管などを積極的に進め、行政支援・補完機能の拡大など監理団体改革を継続してきました。



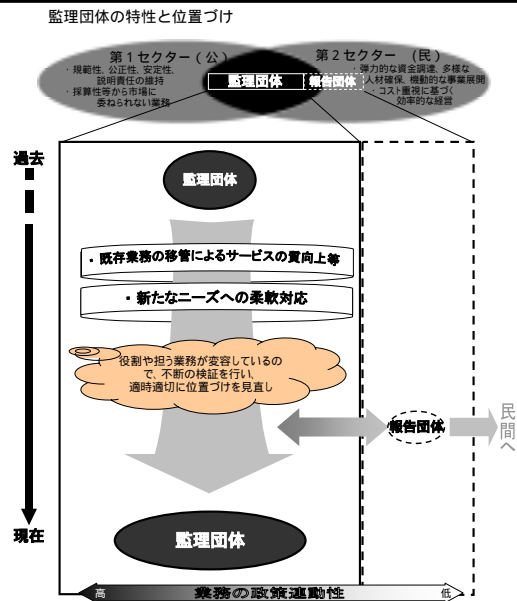
(3) 都・監理団体を取り巻く状況

職員の大量退職と労働人口の減少や経済危機に伴う大幅な税収減など、都を取り巻く状況は厳しくなっています。また、指定管理者制度の導入や公益法人制度改革への対応など監理団体を取り巻く状況も大きく変化しています。

2 監理団体の存在意義

(1) 監理団体の特性

監理団体は第1セクターである公と第2セクターである民の両方の側面を併せ持つことから、公益性、公共性を確保しながら効率的により高度なサービスを提供できるメリットを有しており、政策との連動性が高い業務を、都と連携しながら一体となって実施しています。



(2) 監理団体の業務変化

都が直接実施する業務は、これまでサービス向上や効率化の観点から必要に応じて監理団体への事業移管等を行ってきましたが、一方では新たな行政ニーズへの対応により業務の範囲が拡大している面もあります。このような業務の変化に伴い、都と監理団体と民間の役割分担も変化し、監理団体の活用の場面も広がっています。

(3) 監理団体の役割

監理団体を活用する業務は時代によって変化していきますが、政策との連動性が高い業務は普遍的に存在し、都政の一翼を担うという監理団体の役割は不変です。しかし、団体を活用する業務については、都の施策と社会経済状況の変化に応じて不断の検証を行い、適時適切に見直しを行っていきます。

3 監理団体活用の考え方

(1) 監理団体活用の視点

都・監理団体・民間の役割分担のもと、都政を支えるパートナーである監理団体を活用する業務等について、改めて整理しました。これらの整理に基づき、都施策推進の様々な場面において、今後より一層監理団体の活用を進め、機能的で柔軟な都政運営を実現していきます。

監理団体を活用する業務

- (1) 業務移管等によるサービスの質の維持・向上や運営の高度化
 - (2) 新たな行政ニーズへの対応
- 等

(2) 指定管理者としての活用

指定管理者制度により管理する公の施設については、政策連動性、管理運営の特殊性が高い施設に係る指定管理者として、行政支援・補完機能を有する監理団体を特命で選定することが可能となるなど活用の幅が広がります。

(3) 監理団体に対する指導監督の考え方

監理団体は都施策の推進に無くてはならないパートナーであり、その役割の重みは増してきています。今後ともさらなる活用を進めていく必要があることから、これまでの自立性向上を主眼に置いた指導監督の考え方も継承しつつ、サービスの質の向上を図る視点から新たな指導監督の取組も進めていきます。

4 監理団体活用に伴う取組

(1) 経営の透明性の向上

都政を支えるパートナーとして、これまで以上に監理団体を積極的に活用していくにあたっては、今まで以上に都民への説明責任を果たすことが必要となるため、今後は、都から特命で受託する事業等については、契約情報の公表範囲を 250 万円以上に拡大するなど、より一層の経営の透明性向上に取り組みます。

(2) 事業評価の充実

平成 22 年度から、都の事業評価制度において、都が監理団体等を通じて実施している事業に対する評価を充実します。都事業としての事業効果や効率性だけでなく、その事業を団体が実施することの妥当性等も評価の対象に加えて実施していきます。

(3) 公益法人制度改革への対応

監理団体は、都施策と密接な関わりを持つ業務を遂行しており、公益性を証明できるなどのメリットがあることから、都では、早期に公益法人への移行を目指すよう指導してきました。今後も団体ごとの実情に応じた適切な指導・支援を継続します。

5 各団体の活用の考え方

現在、各団体が実施している事業を踏まえ、各団体の活用の考え方を明確にしました。